

京都市告示第158号

地方自治法第260条の2第11項の規定に基づき、平成11年7月26日付けで認可した御所ノ内町南部町内会の代表者変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成26年5月27日

京都市長 門川 大作

変更があった事項及びその内容

1 代表者の氏名

変更前	変更後
林 孝司	島田 耕作

2 代表者の住所

変更前	変更後
京都市東山区福稲御所ノ内町10番地	京都市東山区福稲御所ノ内町22番地の17

(文化市民局地域自治推進室)